

発委第1号

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則について

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年3月24日提出

提出者

長久手市議会議会運営委員会委員長 なかじま和代

説明

この案を提出するのは、会議録の配布及び会議録署名議員に関し、長久手市議会会議規則の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市議会規則第 号

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則

長久手市議会会議規則（昭和48年長久手町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(会議録の配布)</p> <p>第114条 会議録は、_____議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)する。</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>第115条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は2人とし、議長が会議において指名する。</p> | <p>(会議録の配布)</p> <p>第114条 会議録は、印刷して、_____議員及び関係者に配布_____する。</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>第115条 会議録に署名する議員_____は2人とし、議長が会議において指名する。</p> |

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。